

国民年金保険料未納者に対する国保短期被保険者証の交付に関する意見書

平成 19 年 6 月の社会保険庁改革関連法案の成立により、平成 22 年 1 月には日本年金機構が設立されることとなった。

その準備のため、手続きを簡素化し、保険料徴収を徹底する規定を定めた「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」も成立している。

これによって、市町村を納付受託機関とした上で、国民年金保険料未納者に国民健康保険短期被保険者証を発行し、国保の保険証更新手続きにあわせて催促する規定などが導入された。

しかしながら、公営国保加入者には無職やアルバイトなどの不安定収入等、低所得者が多い状況にあると思われる。

限られた生活資金から、医療サービスへのアクセスを確保するため、国民健康保険料を納付していることが推察される。

さらには、国民健康保険料の収納対策にも苦慮している中で、別制度である国民年金保険料の滞納を理由に、国民健康保険料を滞納してもいない住民の保険証を取り上げ、短期保険証を交付することは、現場の混乱を招くばかりでなく、その趣旨自体、適切とは言えない。

年金、雇用保険、医療保険、介護保険、生活保護、育児支援、公営住宅といった制度は、社会保障制度としても、低所得者対策としても、体系的に整備されたものではなく、各制度内でも主体が分立しているものもある。それぞれにゆがみや欠点があり、相互補完的機能もない。

こうした制度の弊害を残したままで、国民年金保険料の徴収についてのみ、わずかな効率性を追求しても、制度疲労の度は増すばかりである。

よって、町田市議会は、国会及び政府に対し、国民年金未納者に対する国保短期保険証の交付に関する規定（国民健康保険法第 9 条関係）を、速やかに削除することを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。